第十三条第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項中

第七条の十九第三項	国税の	所得税法第九十五条第一項に規定する
第七条の十九第五項		
第七条の十九第六項		

を

第七条の十九第三項	国税の	所得税法第九十五条第一項に規定する
第七条の十九第五項		
第七条の十九第六項		

に、

第四十八条の九の二第四項	国税の	所得税法第九十五条第一項に規定する
	から当該前年以前三年内の各年の国税の	から当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する
	の同項	の前項
	に当該前年以前三年内の各年の国税の	に当該前年以前三年内の各年の同条第一項に規定する
	が当該前年以前三年内の各年の国税の	が当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する
	同項に規定する道府県民税	第四項に規定する道府県民税
	、当該前年以前三年内の各年の国税の	、当該前年以前三年内の各年の同条第一項に規定する

を

第四十八条の九の二第四項	国税の	所得税法第九十五条第一項に規定する
第四十八条の九の二第六項	から当該前年以前三年内の各年の国税の	から当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する
	同条第四項	第四項
	に当該前年以前三年内の各年の国税の	に当該前年以前三年内の各年の同条第一項に規定する
第四十八条の九の二第七項	が当該前年以前三年内の各年の国税の	が当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する
	各年の同項	各年の第四項
	同項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同条第四項	第四項に規定する道府県民税
	、当該前年以前三年内の各年の国税の	、当該前年以前三年内の各年の同条第一項に規定する

を

第二百一条の二第二項	法第百四十四条の二の二第一項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第百四十四条の二第一項
第二百一条の二第三項の表第二百一条の二第二項第一号	法第百四十四条の二の二第一項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等）の規定により読み替えて適用される第二百一条の二第二項第一号
第二百一条の二第三項の表第二百一条の二第一項第一号	法第百四十四条の二の二第一項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第百四十四条の二第一項
第二百一条の二第三項の表第二百一条の二第一項第一号	（法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法
	第二百一条の二第一項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二百一条の二第二項第一号
第三条の二第一項から第三項まで	おける	おける復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される
第四条第三項	、法	、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法

第三項	国税の	所得税法第九十五条第一項に規定する

を

第七条の十九第三項	国税の	所得税法第九十五条第一項に規定する
第七条の十九第五項		
第七条の十九第六項		